

第1回

遠賀川下流部利用者会議

資 料

項 目

1. 平成22年9月における不法係留船の
実態報告(昨年との比較)
2. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会の概要
3. 平成23年度の実施計画(案)
4. 今年度に塵芥(ゴミ)として処分する船舶
5. 遠賀川河口域における不法係留船対策
に係る計画書 (案)

平成22年11月25日

1. 平成22年9月における不法係留船の実態報告(昨年との比較)

	平成22年9月	平成21年	備考
西川	581隻	632隻	51隻減 (8%減少)
遠賀川	135隻	161隻	26隻減 (16%減少)
計(国)	716隻	793隻	77隻減
吉原川	4隻	4隻	—
戸切川	7隻	7隻	—
江川	48隻	53隻	5隻減 (10%減少)
計(県)	59隻	64隻	5隻減
合計	775隻	857隻	82隻減(10%減少)

この1年間で、約1割の減少がみられる。

《 変化した主な理由 》

西川では、櫛の歯が欠けるように、様々な地点から船舶が減少している。これは、**チラシによる行政指導やマスコミ報道が有効**であったと思われる。なお、移動した船舶をみると、船の大きさや所有者の在住地の違い等による特徴はない。

遠賀川では、**ヨットハーバー芦屋が占用許可に向けて撤去を開始**し、減少している。

吉原川、戸切川では船舶の変化はないが、**廃船の沈船化**が進んでいる。

江川では、**1割程度減少**している一方、**沈船化**も進んでいる。

西川の変化状況(中流部を例として)

2010年9月撮影
(新西川橋から下流を望む)



✕ = 2009年9月調査図面に2010年9月調査で確認できなかった船舶
櫂の歯が欠けるように様々な地点で船舶の存在が確認できなかった。

遠賀川の変化状況

遠賀川砂浜では廃船などの船舶が撤去されつつある

2009年9月撮影



2010年9月撮影



2009年8月撮影



2010年7月撮影



県管理河川の変化状況（2009年9月調査時撮影）

戸切川



吉原川



江川



(2009年9月調査時撮影)

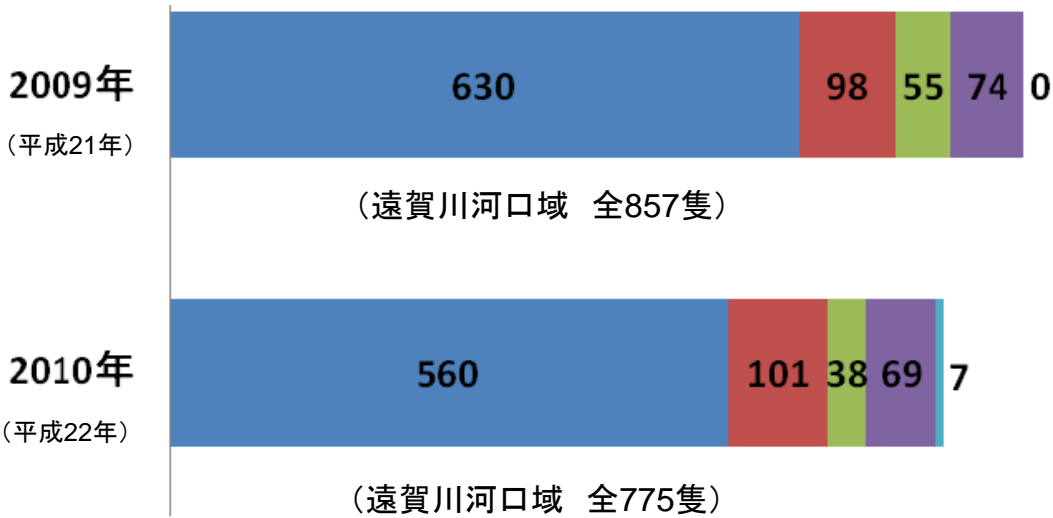


(2010年9月調査時撮影)



不法係留船・放置の内訳

■ 検査済 ■ 検査切れ ■ 不明 ■ 廃船 ■ 沈船



《2009年と2010年の比較》

	2009年 → 2010年	結果
検査済	630 → 560	70隻減
検査切	98 → 101	3隻増

	2009年 → 2010年	結果
不明	55 → 38	17隻減
廃船	74 → 69	5隻減
沈船	0 → 7	7隻増

遠賀川河口域周辺の既存等の保管施設について

(平成22年度5月データ)



注1) 芦屋地区の河川内2施設(ヨットハーバー芦屋、芦屋マリン)
→ただし、この2施設は、河川占用許可を受ける必要がある
注2) 上記隻数には、脇田フィッシャリーナ(脇田F・200隻)を含む

～ 平成22年9月の実態調査結果を踏まえ ～

- ・今後、保管施設への誘導対象となる『検査済』船舶は、**昨年度から70隻あまり減少し、560隻**となっている。
これは、遠賀川河口域周辺の既存保管施設(脇田フィッシャリーナを含む)の**收容余力585隻を下回る**隻数である。
- ・このことから、遠賀川河口域周辺の既存保管施設の**收容余力を活用していくことは有効**であることが分かる。

2. 第1回 遠賀川河口域利用対策協議会の概要

開催日時 平成22年9月16日(木) 15:00～16:40

開催場所 遠賀川河川事務所 4階会議室

メンバー 委員 11名
オブザーバー9名(うち1名欠席)

主な内容 ①協議会の設立趣旨と規約の決定
②会長・会長代行の選出
③遠賀川河口域における不法係留船対策
についての説明と討議

平成22年9月16日に開催された

『第1回遠賀川河口域利用対策協議会 風景』



テレビ局・新聞社などのマスコミ関係者が4社参加

◇協議会 委員

北九州市立大学 法学部 教授 (会長)
九州工業大学 大学院工学研究院 教授 (会長代行)
芦屋町 副町長
遠賀町 副町長
福岡県 警察本部生活安全部 生活経済課 課長
福岡県 折尾警察署 署長
福岡県 県土整備部河川課 課長
福岡県 北九州県土整備事務所 事務所長
国土交通省 九州地方整備局河川部 河川保全管理官
国土交通省 九州地方整備局河川部水政課 水政課長
国土交通省 九州地方整備局遠賀川河川事務所 事務所長

以上 11名

◇オブザーバー

北九州市 産業経済局農林水産部水産課 課長
北九州市 港湾空港局整備部計画課 課長
北九州市 建設局下水道河川部保全課 課長
水巻町 建設産業課 課長
海上保安庁 第七管区海上保安本部刑事課 課長
遠賀郡消防本部 警防課 課長
(財)日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所 所長
九州マリン事業協会会長
福岡県 県土整備部港湾課 課長

以上 9名

第1回協議会での確認事項

- 1) 重点撤去区域を西川上流部から段階的に実施していくこと。
- 2) 河川内には暫定係留施設を設けられないため、不法係留船の誘導先は遠賀川河口域の施設あるいは遠賀川周辺施設と考えていくこと。
- 3) 重点的撤去区域が設定された区域から積極的に不法係留船の撤去を進め、その場合、所有者不明であり、かつ船舶としての航行機能が失われている船は塵芥として処理する方向で対応すること。
- 4) 不法係留船対策を進めるために、関係機関の積極的な協力を得ていくこと。
- 5) 遠賀川河口域における不法係留船対策に係わる計画書は、地元の方々（遠賀川下流部利用者会議）との調整を進め、次回に示すようにすること。

3. 平成23年度の実施計画(案)

◇平成23年2月に不法係留船対策の計画を公示することを前提として

《実施項目》

1. 計画の周知
2. 第1期重点的撤去区域の設定と区域からの船舶の撤去
3. 受け入れ施設となる遠賀川河口域施設への占用許可申請受付
4. 遠賀川下流部利用者会議・遠賀川河口域利用対策協議会の開催

計画の公示と周知

①計画の公示（平成23年2月に公示→平成23年6月に施行 周知期間 3ヶ月間）

・協議会開催後、平成23年2月中を目途に、公示を実施

◇国土交通省九州地方整備局長名 ◇福岡県知事名

②計画の周知

- ・国土交通省九州地方整備局、遠賀川河川事務所、福岡県庁、北九州県土整備事務所における**掲示板の活用**
- ・地元自治体が発行する**広報掲載**への依頼
- ・不法係留船のうち、所有者が判明する者には、**郵送による文書通知**
- ・遠賀川河川事務所**ホームページ**の活用
- ・関係機関である(財)日本海洋レジャー安全・振興協会、九州マリン事業協会、(社)九州北部小型船安全協会への**情報提供**
- ・西川・遠賀川沿川における**看板の設置**

不法係留船に関するホームページとその項目



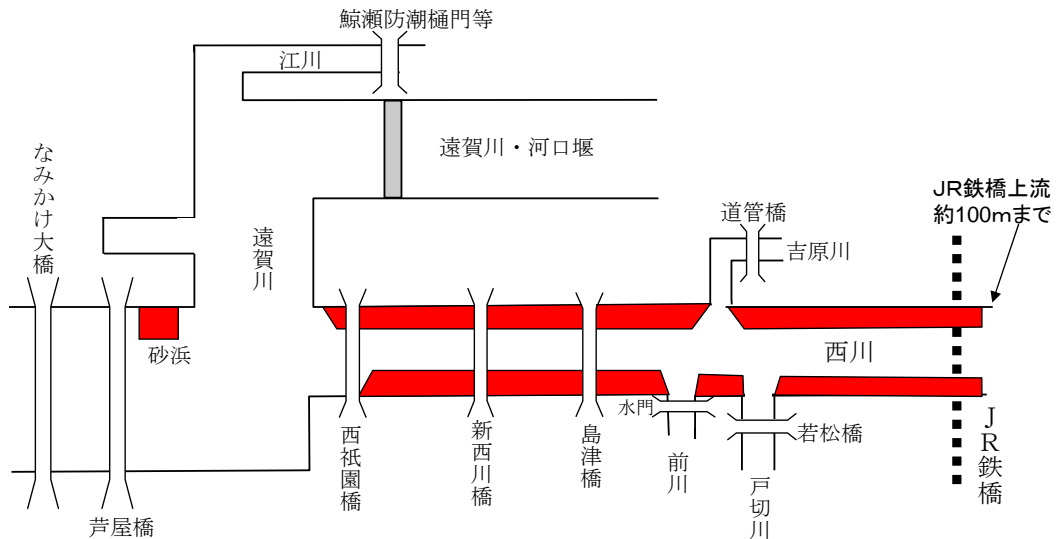
平成22年11月4日よりホームページを開設
 今後、このホームページで公示する計画内容などを周知していく

項目

1. トップページ
2. 不法係留船とその一般的な対策
 - ・不法係留船とは
 - ・不法係留船がもたらす一般的な問題
 - ・不法係留船への一般的な対策
 - ・不法係留船に対する罰則
3. 遠賀川河口域における実態
4. 不法係留船対策の経緯
5. 遠賀川河口域における不法係留船対策
6. 遠賀川河口域周辺の係留保管施設
 - ・北九州市周辺
 - ・遠賀川河口周辺
 - ・福津市周辺
 - ・福岡市周辺
 - ・糸島市周辺

第1期重点的撤去区域

■ 第1期 (H23年度)
 西川高水敷、遠賀川砂浜



対象となる船舶・工作物等

- 西川高水敷 → 船舶3隻 (うち、2隻は所有者判明)
 → 工作物等 (電源類21基 うち、電気メーター3基は所有者判明、他は調査中)
 (船台類 13基 うち、所有者判明2基)
- 遠賀川砂浜 → 船舶48隻、倉庫3基、船台56基 (管理者判明)

平成23年度のスケジュール(案)

	平成22年度	平成23年度			
	1・2・3月	4・5・6月	7・8・9月	10・11・12月	1・2・3月
公示・周知	●(計画の公示・2月) ←3ヶ月の周知期間→	●(計画の施行・6月)			
区域からの撤去	塵芥処理 (船舶の価値なし)	(最終的な行政指導・9月頃)●	(廃棄処分・11月頃)●		
	簡易代執行 (所有者不明)		●(最終的な行政指導・9月頃)		
	行政代執行 (所有者判明)		(最終的な行政指導・11月頃)●	(行政代執行の実施・1月頃)●	
河口域のマリーナ施設への占用許可		●(占用申請・4月頃) ●(占用開始・6月頃)			
協議会・利用者会議		(第2回 遠賀川下流部利用者会議・11~12月頃)● (第3回 遠賀川河口域利用対策協議会・1~2月頃)●			

西川高水敷における船舶の撤去

◇所有者が判明しているもの (2隻)

→行政代執行法による撤去



西川 左岸 2.1km付近 (島津橋)



西川 右岸 1.6km付近

◇所有者が不明なもの (1隻)

→所有者が現れない場合は、ゴミとして処理



西川右岸0.4km付近

西川高水敷における工作物等の撤去 ー1

◇所有者が判明している電源類（電気メーター3基）（他の電柱、電源は所有者調査中）

→行政代執行法による撤去



西川左岸1.0km付近
にある電源類

◇所有者が判明する船台（2基）

→行政代執行法による撤去



西川高水敷に放置されている船舶の所有者が判明している
ので、船舶所有者に船台を処理させていく

西川高水敷における工作物等の撤去 ー2

◇所有者が不明な船台（11基）

→河川法(簡易代執行)による撤去



西川右岸1.6km付近にある棧橋



西川右岸1.9km付近にある船台

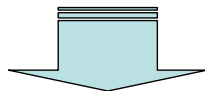


西川右岸2.0km付近にある船台

遠賀川河口域における保管施設の占用条件

遠賀川河口域にあるマリーナに対し、『遠賀川河口域利用対策協議会』が、河川水面の利用の向上及び適正化に資する者が認否を行う。

その後、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷の占用を許可することができる。



ヨットハーバー 芦屋



芦屋マリン

～ 占用許可のスケジュール ～

- ・平成22年11月 占用条件提示
(治水上・環境上の問題、工作物の設置条件 等)
- ・平成23年 1月 協議会で占用条件と申請希望者を提示して、
占用者としての承認を受ける。
 - 4月 マリーナからの占用申請(予定)
 - 6月 遠賀川河川事務所で審査後占用許可(予定)

留意点

河口域の民間事業者は、船舶の保管が陸上であることから、河川占用は斜路・棧橋・上下架施設などに限定される。

※ ヨットハーバー 芦屋、芦屋マリンについては、現在協議中

平成23年度における遠賀川下流部利用者会議 遠賀川河口域利用対策協議会の開催

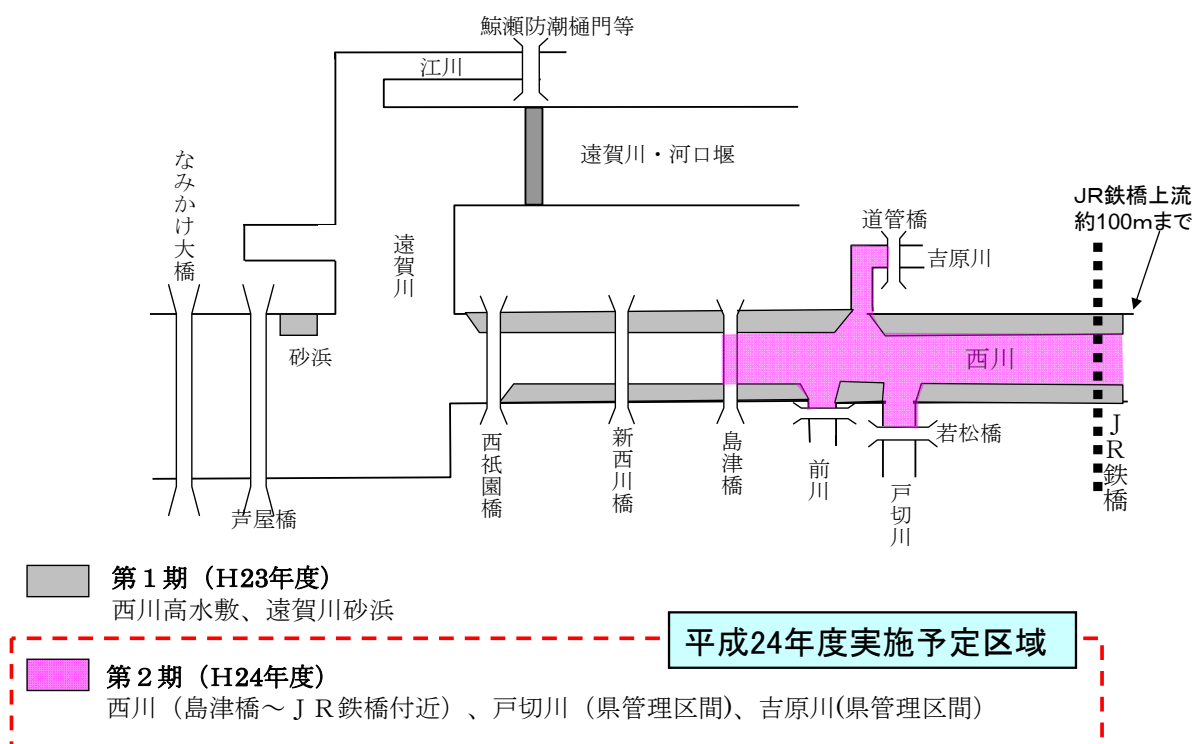
① 遠賀川下流部利用者会議について

平成23年11～12月に、第2回利用者会議を開催し、第1期重点的撤去区域の進捗状況の説明と、第2期重点的撤去区域の実施内容について説明し、その実施についての意向を把握する。

② 遠賀川河口域利用対策協議会について

平成24年1～2月に、第3回協議会を開催し、第1期重点的撤去区域の進捗状況の説明と、第2期重点的撤去区域の実施内容について意見を伺う。

参考 ～第2期重点的撤去区域～



4. 今年度(平成22年度)に塵芥(ゴミ)として処分する船舶

西川および遠賀川の高水敷には、所有者不明船舶があり、出水時に流れ出す恐れがある。そこで、これら船舶を**強制撤去**する。

専門機関の**船価鑑定**の結果、これら船舶(15隻)は、船あるいはリサイクル品(スクラップ)としての価値はなく、所有者が不明なため**塵芥として処分**することとした。

専門機関 = (財)新日本検定協会 福岡事業所

この組織は、主に船舶関連の積荷の品質を検査する機関であり、船舶保険などのために船価鑑定を実施している。なお、東京都の運河における放置艇の船価鑑定を実施した実績を持っている。

塵芥(ゴミ)として撤去する船舶



～ 西川～

- ①西川・左岸2.2km付近
- ②西川・左岸2.2km付近
- ③西川・左岸2.1km付近
- ④西川・左岸1.6km付近
- ⑤西川・右岸2.1km付近
- ⑥西川・右岸2.1km付近
- ⑦西川・右岸2.1km付近
- ⑧西川・右岸2.1km付近
- ⑨西川・右岸1.5km付近
- ⑩西川・左岸1.2km付近



～ 西川～

- ①西川・右岸1.2km付近
- ②西川・右岸1.1km付近
- ③西川・右岸1.1km付近



～ 遠賀川～

- ④遠賀川砂浜0.4km付近
- ⑤遠賀川砂浜0.4km付近

5. 遠賀川河口域における不法係留船対策 に係る計画書(案)

西川利用対策会議で議論してきた不法係留船対策の考え方および、第1回遠賀川河口域利用対策協議会(平成22年9月16日実施)の議論を踏まえ、『不法係留船に係る計画書』(案)を策定した。

そこで、今回の遠賀川下流部利用者会議において、地域の方々および利用者の方々に計画(案)に対する意見をうかがい、その結果を踏まえ、第2回遠賀川河口域利用対策協議会(平成23年1月開催予定)に提出し、議論のうえ、事務局で調整し、平成23年2月に『不法係留船対策に係わる計画』を公示していきたいと考えている。

遠賀川河口域における不法係留船対策 に係る計画書(案)

～ 構成 ～

- I. 重点的撤去区域の設定及び同区域における
不法係留船の強制的な撤去措置に係る計画
- II. 規制措置の実施計画
- III. その他
(関係者への広報啓発活動・計画推進のための体制)